

公告 第606号

組合規程の新設について

平成29年2月27日付SCSK健発第826号及び第827号をもって、以下の規程を新設することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

平成29年3月3日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■新設する規程

- ・各種保健指導実施規程
- ・前期高齢者訪問健康相談実施規程

以上

ＳＣＳＫ健康保険組合 各種保健指導実施規程

（目的）

第１条 この規程は、ＳＣＳＫ健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が各種健康診査を受診後、保健指導の受診機会を与え、かつ奨励し疾病予防および健康増進に資することを目的とする。

（保健指導の範囲）

第２条 組合が実施する保健指導の範囲は次のとおりとする。

- （１）重症化予防プログラム
- （２）特定保健指導
- （３）メタボ予備群プログラム

（対象者）

第３条 保健指導の対象者は組合が保有する健康診査の結果から抽出するものとし、各保健指導開始時点で現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしている者とする。

（１）重症化予防プログラム

- ①.被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、糖尿病性腎症の予防が必要と判断された者。
- ②.糖尿病性腎症の予防が必要な者については顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

（２）特定保健指導

- ①. 実施年度中に 40 歳～74 歳になる被保険者・被扶養者(実施年度中に 75 歳になる 75 歳未満の者も含む)が受診した特定健康診査(人間ドック・定期健康診断による代替受診を含む)の結果、厚生労働大臣が定める基準に基づき特定保健指導の対象となった者。

（３）メタボ予備群プログラム

- ①. 被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果、特定保健指導には該当しないが、生活習慣の見直しが必要と判断された者。
- ②. 生活習慣の見直しが必要なものについては顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

(実施内容)

第4条 各保健指導共に、外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。

- 2 特定保健指導の参加者は、運動コースまたは食事コースのオプションを選択できるものとする。各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。

(費用負担)

第5条 保健指導およびオプションコースの費用は全額当組合負担とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

S C S K健康保険組合

前期高齢者訪問健康相談実施規程

(目的)

第1条 この規程は、S C S K健康保険組合(以下「組合」という)の委託業者による訪問健康相談を実施することにより被扶養者の健康保持増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 実施年度中に64歳～74歳になる者のうち、実施するとき、現に組合の被扶養者の資格を有している者。

(実施内容)

第3条 委託業者が年度内に原則2回自宅を訪問し、健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。

(1) 本事業に参加した被扶養者には、インセンティブとして健康増進に役立つ記念品を贈呈する。

(2) 記念品は、毎年度取り決めるものとする。

(費用負担)

第4条 費用は全額当組合負担とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する